

# 運輸審議会半年報

平成21年1月～6月

国土交通省運輸審議会



## は し が き

平成21年1月から同年6月までの6ヶ月における運輸審議会の業務の概要を明らかにするため、運輸審議会半年報をここに刊行する。

この半年報は、運輸審議会一般規則（昭和27年運輸省令第8号）第7条の規定に基づく業務報告書として作成したもので、同期間における運輸審議会の活動概要、事案処理状況、答申書、当審議会の委員の構成等を集録している。

この半年報が運輸に関する諸問題の理解の参考になれば幸いである。

目 次

運輸審議会半年報

平成21年1月～6月

I	今期の活動概要	2
II	運輸審議会審議事案等の処理状況	3
1	事案処理状況	
2	その他の状況	
III	答申の概要	4
IV	答申書	
1	旅客自動車	
	平21第5001号 宮崎交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について	6
	平21第5002号 秋田中央交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請について	8
2	航空	
	平21第9001号 エアーネクスト株式会社からの混雑空港運航許可申請について	10
V	軽微認定事案	13
VI	部会	14
VII	説明聴取事案	15
VIII	委員の構成等	16

# I 今期の活動概要

## ■ 概況

今期は、運賃関係が、答申2件（自動車2件）、軽微認定2件（自動車2件）、許可等関係が、答申1件（航空1件）であった。

### 1 運賃関係事案

#### ○ 一般乗合旅客自動車運送事業

京阪宇治バス(株)の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、2月3日に説明を聴取し、同月5日軽微な事案として認定した。

2月5日に諮問された宮崎交通(株)の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、2月24日、26日審議の上、3月3日申請どおり認可することが適当である旨答申した。

5月12日に諮問された秋田中央交通(株)の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、5月28日、6月2日審議の上、同月4日申請どおり認可することが適当である旨答申した。

川中島バス(株)の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案について、6月16日に説明を聴取し、同月18日軽微な事案として認定した。

### 2 許可等関係事案

#### ○ 定期航空運送事業

6月4日に諮問されたエアーネクスト(株)からの成田国際空港に係る混雑空

港運航許可申請事案について、6月18日、23日審議の上、同月25日許可することが適当である旨答申した。

### 3 その他事案

#### ○ 運輸安全関係事案

小規模事業者に対する効果的かつ効率的な評価の実施のためのガイドラインの策定等について、1月21日、3月30日、6月2日に運輸安全確保部会において、いずれも大臣官房運輸安全監理官から説明を聴取し、審議の上、報告書を取りまとめた。

#### ○ 現地調査

5月21日には、成田国際空港について、6月11日には、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）大宮総合車両センターについて、現地調査を行った。

#### ○ 説明聴取事案

34件の案件について説明を聴取した。

## 写真



成田国際空港の滑走路の延長工事を視察する委員

## II 運輸審議会審議事案等の処理状況

(平成21年1月1日から  
平成21年6月30日まで)

### 1 事案処理状況

区 分	鉄 道	自 動 車	航 空	運 輸 安 全	そ の 他	計
答 申 事 案 件 数	0	2	1	0	0	3
公 聴 会 開 催 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
意 見 聴 取 実 施 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
部 会 審 議 事 案 件 数	0	0	0	0	0	0
軽 微 認 定 事 案 件 数	0	2	0	0	0	2
予め定められた軽微事案に関する認定基準に基づいて国土交通大臣が処分し、通知のあった件数	1	0	0	0	0	1

### 2 その他の状況

区 分	鉄 道	自 動 車	航 空	運 輸 安 全	そ の 他	計
過去の答申に対してフォローアップを実施した件数	0	0	0	0	0	0
説 明 聴 取 件 数	3	4	8	0	19	34
現 地 調 査 件 数	1	0	1	0	0	2

## Ⅲ 答申の概要

今期は、旅客自動車関係 2 件及び航空関係 1 件の合計 3 件について、国土交通大臣からの諮問に対して答申をした。その概要は次のとおりである。

### 1 宮崎交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である宮崎交通株式会社は、宮崎県全域を営業エリアとしているが、輸送需要の減少により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、平成 9 年 4 月 1 日から実施している現行運賃を改定し、収支の改善を図ろうとして、一般乗合旅客の上限運賃の変更（対キロ区間制運賃の基準賃率 39 円 10 銭を 44 円 50 銭に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 21 年 2 月 5 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年 3 月 3 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

### 2 秋田中央交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可申請事案

申請者である秋田中央交通株式会社は、秋田市、男鹿市他を営業エリアとしているが、輸送需要の減少により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、平成 9 年 4 月 1 日から実施している現行運賃を改定し、収支の改善を図ろうとして、一般乗合旅客の上限運賃の変更（対キロ区間制運賃の基準賃率 39 円 40 銭を 42 円 80 銭に改定する等）の認可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成 21 年 5 月 12 日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、同年 6 月 4 日に申請どおり認可することが適当である旨の答申をした。

### 3 エアーネクスト株式会社からの混雑空港（成田国際空港）運航許可申請事案

申請者であるエアーネクスト株式会社は、エアーニッポン株式会社が成田（成田国際空港）～福岡（福岡空港）との間で行っている 1 日 2 往復の運航のうち 1 往復を同社に代わって運航しようとする混雑空港（成田国際空港）の運航許可申請に及んだものである。

国土交通大臣から平成21年6月4日に諮問を受け、当審議会は慎重に審議した結果、申請者の運航計画に定める発着が成田国際空港の発着調整基準に合致するものと認められる等、運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであると認められること、また、当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって多頻度運航と競争状態が維持され、利用者利便の維持に資するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められることから、同年6月25日に申請どおり許可することが適当である旨の答申をした。



## IV 答申書

### 1 旅客自動車

○国土交通省告示第260号（平成21年3月12日）

国 運 審 第 4 8 号  
平 成 2 1 年 3 月 3 日

国土交通大臣 金子一義 殿

運輸審議会会長 竹田正興

答 申 書

宮崎交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請について

平 2 1 第 5 0 0 1 号

平成21年2月5日付け国自旅第309号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

宮崎交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率44円50銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメートルまでの間についてはその0.9倍、20キロメートルを超え30キロメートルまでの間についてはその0.8倍、30キロメートルを超える部分についてはその0.7倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、170円とする。

## 理 由

1. 申請者は、平成9年4月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その後、輸送需要の減少により、収支の均衡を保つことが困難になってきているため、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請に及んだものである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎となるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成21年度の収支状況の見通しは、次のとおりである。

現行運賃による総収入（補助金を含む。）は2,996百万円、適正な運送原価は3,654百万円と推定され、差引き657百万円の損失を生ずるものと認められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）は3,281百万円となり、差引き373百万円の損失を生ずるものと見込まれる。
3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認められる。

○国土交通省告示第636号（平成21年6月17日）

国 運 審 第 9 号  
平成 2 1 年 6 月 4 日

国土交通大臣 金子一義 殿

運輸審議会会長 竹田正興

答 申 書

秋田中央交通株式会社の一般乗合旅客自動車運送事業の  
上限運賃変更認可申請について

平 2 1 第 5 0 0 2 号

平成21年5月12日付け国自旅第25号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

秋田中央交通株式会社の申請に係る一般乗合旅客自動車運送事業の運賃の変更に  
ついては、次の額を上限として認可することが適当である。

キロ当たり賃率42円80銭に基づく対キロ区間制運賃とする。ただし、最初の  
2キロメートルまでの間についてはその2倍、10キロメートルを超え20キロメ  
ートルまでの間についてはその0.8倍、20キロメートルを超え30キロメー  
トルまでの間についてはその0.7倍、30キロメートルを超える部分についてはそ  
の0.6倍の賃率を適用するものとし、また、初乗運賃は、160円とする。

## 理 由

1. 申請者は、平成9年4月1日から現行運賃を実施しているものであるが、その  
後、輸送需要の減少により、収支の均衡を保つことが困難になってきているた  
め、運賃を改定することにより収支の改善を図ろうとして、本申請に及んだも  
のである。
2. 当審議会に提出された資料その他によって検討した結果、新運賃算定の基礎と  
なるべき地域別標準原価方式による適正な運送原価（能率的な経営の下におけ  
る適正な原価に適正な利潤を加えたもの）に基づく平年度である平成21年度  
の収支状況の見通しは、次のとおりである。  
現行運賃による総収入（補助金を含む。）は2,120百万円、適正な運送原  
価は2,334百万円と推定され、差引き214百万円の損失を生ずるものと認  
められる。これに対し、運賃を主文のとおり改定すれば、総収入（補助金を含む。）  
は2,220百万円となり、差引き114百万円の損失を生ずるものと見込まれ  
る。
3. 以上により、本申請は、道路運送法第9条第2項の基準に適合するものと認め  
る。

## 2 航 空

○国土交通省告示第707号（平成21年7月7日）

国 運 審 第 1 1 号  
平成 2 1 年 6 月 2 5 日

国土交通大臣 金 子 一 義 殿

運輸審議会会長 竹 田 正 興

答 申 書

エアーネクスト株式会社からの混雑空港運航許可申請について

平 2 1 第 9 0 0 1 号

平成 2 1 年 6 月 4 日付け国空事第 1 7 1 号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

エアーネクスト株式会社の申請に係る混雑空港（成田国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、東京（成田国際空港）～福岡（福岡空港）間において国内定期航空運送事業を営むため、本件申請に及んだものである。

申請者は、当該路線において、エアーニッポン株式会社が現在運航している1日2往復のうち1往復を、平成21年7月1日から同社に代わって運航しようとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

(1) 成田国際空港においては、発着規制として、1日の発着回数をA滑走路370回、B'滑走路176回（うち国内定期便30回）、30分間の発着回数をA滑走路13～16回、B'滑走路7回とするとともに、国内定期便等の1日の時間帯ごとの発着回数を定めるなどの発着調整基準が定められている。

申請者の運航計画に定める成田国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、成田国際空港における航空機整備等の所要時間及び福岡空港の運用時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

(2) 当該路線では、現在、エアーニッポン株式会社が1日2往復及び株式会社日本航空インターナショナルが1日2往復の運航を行っているが、申請者は、エアーニッポン株式会社が運航している1日2往復のうち1往復を同社に代わって運航しようとするものである。

申請者の運航計画により、全日本空輸グループとして、1日2往復の運航が継続され、利用者の利便に適合する輸送サービスの提供が引き続き維持されるものである。

当該路線の運航は、同路線における他の本邦航空運送事業者の運航とあいまって多頻度運航と競争状態が維持され、これにより国際航空の拠点である成田国際空港の国際線との乗り継ぎ便を含む利用者利便の維持に資するものであること等を勘案すると、本件申請は当該空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。

## V 軽微認定事案

### ○一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可

認定月日	申請者	事案の内容
2月5日	京阪宇治バス株式会社	<p>1. 城陽市及び久御山町の特定地帯における路線 現行の150円均一制運賃を、170円均一制運賃に変更</p> <p>2. その他の路線 現行の基準賃率31円10銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、10キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.7倍、初乗運賃160円）を、基準賃率33円60銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、10キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.7倍、初乗運賃180円）に変更</p>
6月18日	川中島バス株式会社	<p>現行の基準賃率47円80銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、10キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.7倍、初乗運賃150円）を、基準賃率50円20銭に基づく対キロ区間制運賃（ただし、最初の2キロまではその2倍、10キロを超え20キロまではその0.9倍、20キロを超え30キロまではその0.8倍、30キロを超える部分はその0.7倍、初乗運賃160円）に変更</p>



## VI 部会

### ○運輸安全確保部会

審議月日	事 案 の 内 容	開催場所
1月21日	小規模事業者に対する効果的かつ効率的な評価の実施のためのガイドラインの策定等について	国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室
3月30日	小規模事業者に対する効果的かつ効率的な評価の実施のためのガイドラインの策定等について	国土交通省 2号館16階 観光庁国際会議室
6月2日	小規模事業者に対する効果的かつ効率的な評価の実施のためのガイドラインの策定等について	国土交通省 2号館16階 観光庁国際会議室

## Ⅶ 説明聴取事案

月 日	事 案 名	説 明 部 局 等
1月6日	平成20年審議状況について	運輸審議会審理室
1月8日	平成21年度海事局関係予算概要について	海 事 局
1月13日	平成21年度港湾局関係予算概要について	港 湾 局
1月15日	平成21年度航空局関係予算概要について	航 空 局
1月20日	平成21年度国土交通省税制改正要望主要項目結果概要について	総 合 政 策 局
1月22日	平成21年度鉄道局関係予算概要について	鉄 道 局
1月27日	鉄道事業再構築事業の制度概要等について	鉄 道 局
1月29日	平成21年度自動車交通局関係予算概要について	自 動 車 交 通 局
2月10日	国土交通月例経済(平成20年12月・平成21年1月)について	総 合 政 策 局
2月12日	関西国際空港・中部国際空港の現状と課題について	航 空 局
2月17日	特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法案について	自 動 車 交 通 局
2月19日	成田国際空港の現状と課題について	航 空 局
3月5日	海上保安行政の現状と課題について	海 上 保 安 庁
3月10日	運輸分野での環境対策について	総 合 政 策 局
3月12日	地域公共交通の活性化・再生について	総 合 政 策 局
3月17日	気象業務の高度化について	気 象 庁
3月19日	バリアフリー施策の現況について	総 合 政 策 局
3月24日	運輸審議会の審議案件に係る処理区分について	運輸審議会審理室
3月26日	観光立国の実現に向けて	観 光 庁
3月31日	将来の航空交通システムについて	航 空 局
4月2日	グリーン物流の推進について	政 策 統 括 官
4月7日	港則法及び海上交通安全法の一部改正法案について	海 上 保 安 庁
4月9日	我が国航空物流のグランドデザインについて	航 空 局
4月14日	国土交通省における情報政策(ICカードその他)について	総 合 政 策 局
4月16日	国際航空交渉について	航 空 局
4月21日	航空セキュリティに関する航空局の取り組みについて	航 空 局
4月23日	国土交通月例経済(平成21年2月・3月)について	総 合 政 策 局
4月28日	鉄道の技術開発について	鉄 道 局
5月14日	三菱MRJ航空機と型式証明について	航 空 局
5月19日	事業用自動車総合安全プラン2009について	自 動 車 交 通 局
5月26日	平成20年度国土交通白書について	総 合 政 策 局
6月9日	平成20年度交通安全白書について	総 合 政 策 局
6月25日	運輸審議会の審議案件に係る処理区分について	運輸審議会審理室
6月30日	平成20年度観光白書について	観 光 庁

## Ⅷ 委員の構成等

### ○委員

平成21年6月30日現在の運輸審議会委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸審議会会長	竹 田 正 興
会長の職務を代理する常勤の委員	大 屋 則 之
運輸審議会委員(非常勤)	榊 誠
運輸審議会委員(非常勤)	廻 洋 子
運輸審議会委員(非常勤)	保 田 眞 紀 子
運輸審議会委員(非常勤)	島 村 勝 巳

(備考)

#### 1. 委員の再任

保田 眞紀子 委員 (平成21年2月23日付け)

### ○運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員

平成21年6月30日現在の運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員は、次のとおりである。

区 分	氏 名
運輸安全確保部会部会長	竹 田 正 興
部会長の職務を代理する委員	大 屋 則 之
委 員	島 村 勝 巳
専 門 委 員	河 内 啓 二
専 門 委 員	酒 井 一 博
専 門 委 員	高 巖
専 門 委 員	谷 口 綾 子
専 門 委 員	中 條 武 志
専 門 委 員	芳 賀 繁
専 門 委 員	村 山 義 夫

### ○事案処理職員

平成21年6月30日現在の事案処理職員は、次のとおりである。

官 職	氏 名
大臣官房参事官(運輸審議会審理室長)	小 室 充 弘